

令和7年度国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税は、加入者の皆さまが病気や怪我をしたときの医療費に充てられる貴重な財源です。納期限内の納付をお願いします。税額の計算方法、負担軽減の判定方法等、制度詳細については、町ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

1. 税率と限度額について

国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の3つで構成され、国保加入者それぞれの下表①～④を計算した合計額が世帯の税額となります。

【表1】区 分	① 所得割額	② 資産割額	③ 均等割額	④ 平等割額	限 度 額
< 算 定 基 礎 >	算定基礎額	固定資産税のうち 土地・家屋の額	被保険者1人につき	1世帯につき	
医 療 給 付 費 分	7.7%	20.0%	14,000円	20,000円	660,000円
後期高齢者支援金分	3.0%	15.0%	8,000円	8,000円	260,000円
介 護 納 付 金 分	2.0%	10.0%	6,500円	5,000円	170,000円

※ 算定基礎額は、前年の「総所得金額」と「山林所得金額」の合計から、「住民税の基礎控除相当額」を差し引いた金額となります。

2. 税額の負担軽減について

国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の3つで構成され、国保加入者それぞれの下表①～④を計算した合計額が世帯の税額となります。

【表2】軽 減 区 分	条 件	軽 減 期 間	軽 減 対 象	軽減割合	申 請
低 所 得 者 世 帯	前年中の世帯総所得が一定以下の世帯	年度単位	均等割・平等割	最大7割	不要
子 育 て 世 帯	令和8年3月時点で6歳以下の被保険者	年度単位	均等割	5割	不要
特 定 世 帯	後期高齢者医療制度加入により、国保加入者が1人となった世帯	5年間	平等割	5割	不要
特 定 継 続 世 帯		特定世帯の期限後 3年間	平等割	2.5割	不要
非 自 発 的 失 業	倒産や解雇等により離職した被保険者	最大2年間	所得割	7割	要
産 前 産 後 期 間	令和6年11月以降に出産予定の被保険者	最大6か月	所得割・均等割	10割	要

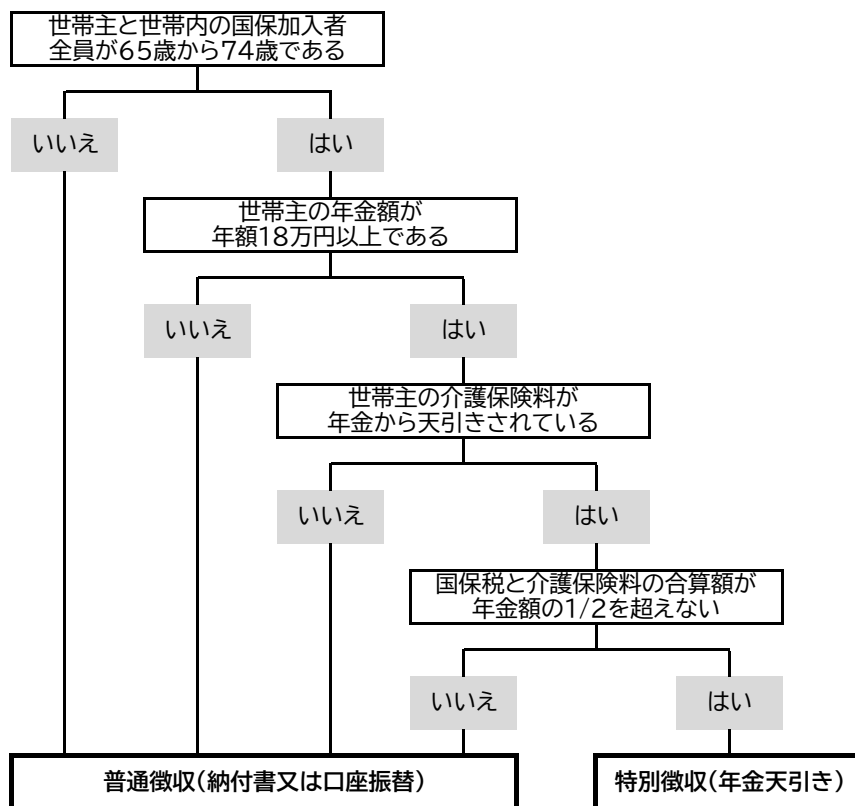
※ 非自発的失業、または産前産後期間の軽減を受けようとする場合、町民課でのお手続きが必要となります。

3. 徴収方法について

ア 特別徴収【年金からの天引きによる徴収方法 4月から翌年2月までの6回で納付】

イ 普通徴収【納付書又は口座振替での徴収方法 7月から翌年2月までの8期で納付】

ウ 併用徴収【年金からの天引きと納付書(又は口座振替)の両方の徴収方法】



【例1】特別徴収が開始となった場合

徴収月	徴収金額
普徴・1期	10,000円
普徴・2期	10,000円
普徴・3期	10,000円
特徴・10月	10,000円
特徴・12月	10,000円
特徴・2月	10,000円
年税額	60,000円

特別徴収の開始前の納期分を
普通徴収で納付いただきます

【例2】特別徴収が中止となった場合

徴収月	徴収金額
特徴・4月	10,000円
特徴・6月	10,000円
特徴・8月	10,000円
普徴・6期	10,000円
普徴・7期	10,000円
普徴・8期	10,000円
年税額	60,000円

特別徴収の中止後の納期分を
普通徴収で納付いただきます

4. 制度に関するお問合せについて

問1

国保に加入していませんが、国保税の通知が届きました。何故ですか？

国保税は世帯主が納税義務者となるため、世帯内に国保加入者がいる場合、世帯主宛に通知します。
また、他の保険制度に加入した場合、町民課窓口で脱退手続きが必要です。速やかにお手続きください。

問2

社会保険に加入しました。国保の脱退手続きには、何が必要ですか？

新しい保険証(社保等加入した全員分)、国民健康保険証(脱退する全員分)、手続きされる方の身分証明書が必要です。

問3

年度の途中で国保に加入(または脱退)しました。国保税はいくらになりますか？

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間で税額を計算しています。
年度途中の加入や脱退があった場合、加入期間に応じて月割り(月末日時点の加入状況)で計算します。

問4

国保税額の通知(納付書含む)は、いつ通知されますか？

年額の決定通知は、7月10日付けで通知しますので、7月中旬にお手元に届きます。
また、年度途中に異動があった場合は、異動手続きの翌月中旬に再計算した税額を通知します。

問5

現在は収入がありませんが、国保税の所得割額が課税されているのは、何故ですか？

国保税は、前年の1月から12月までの収入状況に基づいて計算されます。
なお、非自発的失業(倒産や解雇等により離職)の軽減を受けようとする場合、町民課窓口での手続きが必要です。

5. 国保加入者の所得申告について

世帯に未申告者がいる場合、現在の状況で国保税を仮計算しております。適正な国保税の算出のため、必ず所得を申告ください。申告をしないと国保税の軽減が適用されない、年度途中に遅れて申告したために増額分を一括で納付となる可能性があります。

<軽減判定のために申告が必要な方>

ア 収入(所得)がない方

イ 収入が障害年金、遺族年金のみの方

ウ 19歳以上の学生等で、誰の扶養親族でもない方

<申告が不要な方>

ア 会社が給与支払報告書を提出済(給与収入のみ)の方

イ 公的年金収入のみの方

ウ 世帯の誰かの扶養親族となっている方

6. 納期限について(普通徴収)

期 別	納 付 書 払	口 座 振 替	期 別	納 付 書 払	口 座 振 替
第 1 期	令和7年7月31日	令和7年7月25日	第 5 期	令和7年12月1日	令和7年11月25日
第 2 期	令和7年9月1日	令和7年8月25日	第 6 期	令和7年12月25日	令和7年12月25日
第 3 期	令和7年9月30日	令和7年9月25日	第 7 期	令和8年2月2日	令和8年1月26日
第 4 期	令和7年10月31日	令和7年10月27日	第 8 期	令和8年3月2日	令和8年2月25日

7. 口座振替の登録について

口座振替は、公共料金のように、町税等を金融機関の預貯金口座から自動的に納付できるようにするものです。一度手続きをするだけで、每期ごと自動的に納めることができ、納め忘れの心配が無くとても便利です。

手続き場所	手続きに必要なもの	指定金融機関
指定金融機関の窓口 ※口座振替申込用紙の設置場所 指定金融機関、税務会計課窓口	・ 預金通帳 ・ 通帳届出の印鑑 ・ 納税通知書	・ 岩手銀行 ・ 北日本銀行 ・ 花巻農協 ・ 東北労金 ・ 宮古信金 ・ 東日本信漁連 ・ ゆうちょ銀行

▼HP／納税方法



8. お問い合わせ先

【国民健康保険の加入・脱退について】	町民課 国保年金係	TEL 0193-42-8713
【国民健康保険税の課税内容について】	税務会計課 課税係	TEL 0193-42-8711
【国民健康保険税の納付について】	税務会計課 収納係	TEL 0193-42-8711

▼HP／国保税

